

令和7年4月25日  
子ども・若者部保育課

議会の委任による専決処分の報告  
(区立保育園事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和5年3月10日(金) 午前11時5分頃  
(天気: 晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区内
- (3) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という)の区立保育園職員が乙を含む園児7名を乗せたバギーを押して散歩に出かけた際に、道路のカーブに差し掛かった時点で、バギーの出入り口の扉となっている可動式スロープ部分が開いたため、扉付近にいた乙が転倒し、道路アスファルトに後頭部を打ち負傷した。
- (4) 相手方等 別紙のとおり

2 損害賠償額の総額 506,387円

(特別区自治体総合賠償責任保険より全額補てんされる。)

内訳

|                |                                 |
|----------------|---------------------------------|
| 乙への損害賠償額       | 210,911円                        |
| 健康保険組合への返還額    | 293,776円(健康保険の療養給付分)            |
| 公費負担医療(都)への返還額 | 1,700円(新型コロナウイルスに関する行政検査の公費負担分) |

3 専決処分日 令和7年4月15日